



PRESS RELEASE

平成 20 年 9 月 16 日

各 位

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長 山下 剛正

リーマン・ブラザーズ証券株式会社を当事者とする清算対象取引の債務の引受けの停止について

弊社は、本日、弊社の清算参加者であるリーマン・ブラザーズ証券株式会社につき、「清算約定の決済を履行しないおそれ」があり、かつ、「支払不能のおそれ」があると認められることから、業務方法書第 76 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、下記のとおり、同社を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けを停止しましたので、お知らせいたします。

記

1. 債務の引受けを停止する清算参加者
リーマン・ブラザーズ証券株式会社

(保有する清算資格の種類・区分)

- 現物清算資格 (自社清算資格)
- 有価証券オプション清算資格 (自社清算資格)
- 国債先物等清算資格 (自社清算資格)
- 指数先物等清算資格 (自社清算資格)

2. 債務の引受けを停止する取引
業務方法書第 3 条第 2 項各号に掲げる取引 (ただし、次に掲げる取引を除く。)

[債務の引受けの停止を行わない取引]

- ・ 清算約定で未決済のものを整理するために弊社が必要と認める取引

3. 債務の引受けの停止期間
平成 20 年 9 月 16 日から当該債務の引受けの停止事由が除去されたと弊社が認めるまでの間

以 上

(注) 同社が行う予定であった決済については、弊社が同社に代わって履行することとなります。具体的には、現物商品については、資金決済を予定通りに行うとともに、証券決済については引渡予定証券を調達次第決済することとなります。また、派生商品については、未決済約定を反対売買又は建玉の移管により処理することとなりますが、詳細につきましては追ってお知らせいたします。

< 本件に関する御照会先 >

(株) 日本証券クリアリング機構 (電話 03-3665-1234・1381 (代))